

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、
『帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
都道府県等が認めた医療機関』について」（周知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。
令和 2 年 5 月 10 日、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。
つきましては、本通知について、周知いたします。

1 主な内容

次のとおり適切な感染対策がとられている医療機関であれば、帰国者・接触者外来となる予定がない病院なども含め、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関として認められる。

- ・疑い例新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと
- ・必要な検査体制を確保すること
- ・医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること

2 横浜市の対応

横浜市内の医療機関のうち、上記の感染管理がとられており、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関となることを希望する場合は、横浜市と契約等の手続きを行っていただきます。契約を希望する場合は「3 申込方法」を御確認ください。
検査実施後は、検査実施状況を横浜市あて報告いただきます。

3 申込方法

E-mail で必要事項を記載の上、下記担当アドレスにあてに送付してください。

《メール記載内容》

（件名）【〇〇病院：新型コロナウイルスに係る行政検査の契約について】

（本文）①医療機関名 ②医療機関の住所 ③法人名 ④法人住所

⑤代表者職・氏名 ⑥担当者名・部署 ⑦E-mail アドレス ⑧電話番号

《送り先》

担 当：横浜市健康福祉局健康安全部健康安全課 工藤、小林

E-mail：kf-influ@city.yokohama.jp

4 添付資料

- (1)「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、『帰国者接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関』について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和 2 年 5 月 10 日付事務連絡）
- (2)「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 3 月 25 日付健感発 0325 第 1 号）

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 0 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、
「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
都道府県等が認めた医療機関」について

健感発 0 3 0 4 第 5 号令和 2 年 3 月 4 日「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(2) ①の「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、以下のような適切な感染対策がとられている医療機関として都道府県等が認めた医療機関を指しているものである。

- ・疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと
- ・必要な検査体制を確保すること
- ・医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること

上記に記載する適切な感染対策がとられている医療機関であれば、医療機関の規模や外来・入院にかかわらず、診療所や病床数が少ない病院、帰国者・接触者外来となる予定がない病院なども含め、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関として認められるものである。

都道府県等にあっては、このような適切な感染対策が取られている医療機関に対し、事前に準備する観点から、新型コロナウイルスに係る行政検査の実施を依頼する可能性がある医療機関とあらかじめ契約を締結するなどにより検査体制を適切に確保するほか、申し出があった場合には適切な感染管理が取られていることを確認の上、速やかに契約等の手続きを行うよう、願います。

以上

健感発0325第1号
令和2年3月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて
（一部改正）

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3月4日課長通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年健感発0325第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、医療機関が実施したPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和2年4月診療分（5月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することを可能としたことを踏まえ、3月4日課長通知を別添のとおり一部改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、3月4日課長通知の別添の事務契約書（案）についても変更を行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

以上